

## 補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直しに対する意見募集について

令和7年7月23日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
安全保障貿易管理課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年4月24日に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告<sup>1</sup>において、国際的な安全保障環境は大きく変化し、安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭など、足下の安全保障環境の変化に対応していくことが求められる中で、令和7年4月9日付け政令第175号にて補完的輸出規制の見直しの公布を行いました<sup>2</sup>（令和7年10月9日施行）。また、合わせて関連する省令、告示等の改正も行いました。

### 補完的輸出規制の見直しの概要（令和7年4月9日付け政令第175号）

- 一般国（グループA国及び武器禁輸国<sup>3</sup>以外）向けの貨物の輸出又は技術の提供について、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として「用途要件」及び「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとしました。
- 国連武器禁輸国向けの全品目（木材、食料品を除く。）の貨物の輸出又は技術の提供について、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合として、現在、「用途要件」のみ適用されているところ、「需要者要件」を追加し、これに該当する場合に許可を要することとしました。

上記を踏まえ、適切な施行に向けて更なる検討を重ねたところ、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の別表六を削除し、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある貨物（技術）と通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある貨物（技術）の重複を解消し、関連する告示についても見直しを実施するに至りました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

<sup>1</sup> [安全保障貿易管理小委員会 中間報告](#)

<sup>2</sup> <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250409>

<sup>3</sup> グループA国とは、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域。武器禁輸国とは、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域。

## 2. 意見公募対象

「補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直し」として、具体的には以下の規定の改正案について意見公募を行います。

### <省令>

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令案

### <告示>

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成13年経済産業省告示第761号）を廃止する告示案

### <通達>

- 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達案
- 包括許可取扱要領の一部を改正する通達案

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布 経済産業省 貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課  
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年7月23日（水）～令和7年8月25日（月）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」  
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送  
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局 安全保障貿易管理課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：[bzl-anpokanripsy@meti.go.jp](mailto:bzl-anpokanripsy@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直しに対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直し」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	